

2022年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 CEO クリストフ ウェバー

大阪府泉佐野市住吉町26
(旧本店：東京都中央区明石町8番1号)
日本製薬株式会社
代表取締役社長 永原 直樹

日本製薬株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び武田薬品工業株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022年6月24日付けで締結した「吸収分割契約書」（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、分割会社が承継会社に対し、分割会社が営む血漿分画製剤の研究・開発・製造事業及びその他一切の事業（但し、分割会社が保有する大阪府泉佐野市住吉町26に所在する大阪工場において同社が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務を承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割であり、承継会社においては同法第796条第2項に規定する簡易吸収分割です。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、下記の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求をした株主はありませんでした。

3. 分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 分割会社の唯一の株主である承継会社は、会社法第784条第1項に規定する分割会社の特別支配会社に該当するため、同法第785条第2項第2号の規定に基づき、同法第785条に基づく手続の適用はございません。
 - (2) 分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、同法第787条の規定に基づく手続の適用はございません。
 - (3) 分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2022年8月5日付けで官報及び電子公告による公告を行い、また、知れている債権者に対しては催告書により各別の催告を行いました。同条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過
- (1) 本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、同法第796条の2但書により、同条に基づく手続の適用はございません。
 - (2) 本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、同法第797条に基づく手続の適用はございません。
 - (3) 承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき2022年8月5日付けで官報公告及び電子公告を行いました。同条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。
5. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2022年10月1日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社から、同社が営む血漿分画製剤の研究・開発・製造事業及びその他一切の事業（但し、分割会社が保有する大阪府泉佐野市住吉町26に所在する大阪工場において同社が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務を承継いたしました。

6. 会社法第923条の変更の登記をした日

2022年10月5日に行う予定です。

7. その他本吸収分割に関する重要な事項

本吸収分割は、承継会社とその完全子会社である分割会社との吸収分割であるため、本吸収分割契約に定める通り、承継会社は分割会社に対し承継の対価を交付しておりません。上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項はありません。

以 上